

11月25日～12月1日は犯罪被害者週間です。

1 犯罪被害者週間とは

犯罪被害者等が置かれている状況や犯罪被害者等の名誉又は生活の平穩への配慮の重要性等について、国民の理解を深めることを目的として、毎年11月25日から12月1日までの1週間が「犯罪被害者週間」と定められています。

身近な人が犯罪や交通事故の被害に遭ったとき、その人にどんなつらさがあり、あなたはどうか支えられるのか、考えてみませんか。

2 ご存じですか？犯罪被害給付制度

犯罪被害給付制度とは、

殺人等の故意の犯罪行為により不慮の死を遂げた被害者の遺族、又は身体に傷害等を負わされた被害者の方

に対して、国が犯罪被害者等給付金を支給し、その精神的、経済的打撃の緩和を図り、再び平穩な生活を営むことができるよう支援するものです。

犯罪被害者等給付金の種類		
遺族給付金	重傷病給付金	障害給付金
亡くなられたとき	重傷病を負ったとき	障害が残ったとき



ただし、親族間犯罪や被害者の方にも原因がある場合などには、給付金の全部又は一部が支給されないことがあります。

また、労災保険などの公的補償や損害賠償を受けたときは給付金の額が調整されます。

3 性暴力被害の相談先があります

青森県警察では、全国共通の短縮電話番号「#8103（ハートさん）」、性犯罪被害110番「0120-89-7834」を設置しており、希望する性別の警察官が性犯罪被害に関する相談をお受けします。

「相談＝届出」ではありません。

届出を迷っている、犯罪になるかどうか分からない等と1人で抱え込まず、まずは相談してみませんか。

悪いのはあなたではなく、犯人です。

届出のタイミングは、被害者ご自身が決めていいことなのです。



詳しくは県警HP

青森県警察 犯罪被害者支援

検索